

(電気の買受け)

第1条 買受人は、仕様書で定める売却電力量を買い受けなければならない。

(代金の支払)

第2条 買受人は、毎月、売却電力量に係る代金を、仕様書で指定する期日までに売渡人に支払うものとする。

(一般的損害等)

第3条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、買受人がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、売渡人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、売渡人が負担する。

(契約保証金)

第4条 売渡人は、物件の引取完了後、直ちに契約保証金を買受人に返還するものとする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

2 売渡人は、この契約に基づき買受人から取得することができる違約金その他の金銭があるときは、契約保証金からこれを控除することができる。

3 売渡人は、契約保証金に対して、その受入期間につき、利息を付さない。

(遅延違約金)

第5条 買受人の責めに帰すべき理由により、仕様書で指定する期日までに代金の支払を完了することが出来ない場合において、指定期日後相当の期間内に支払を完了する見込みのあるときは、売渡人は、買受人から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、当該期日に支払うべき金額(売渡人が分割して履行しても支障がないと認めた既済部分を除く。)につき遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。)とする。

(契約内容の変更等)

第6条 売渡人は、買受人と協議の上、契約を変更し、又は電気の受渡しを一時中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減するときは、売渡人と買受人が協議して定める

3 前二項に関わらず、契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、売渡人又は買受人は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(売渡人の催告による解除権)

第7条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 引取期限内に代金の支払若しくは物件の引取りをしないとき又は引取期限後相当の期間内に引取りを完了する見込みがないと売渡人が認めるとき。

(3) 買受人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、買受人が、この契約に違反したとき。

(売渡人の催告によらない解除権)

第7条の2 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第13条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 買受人がこの契約の目的物を引取ることができないことが明らかであるとき。

(3) 買受人がこの契約の目的物の引取りを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、引渡人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(8) 第9条の規定によらないで、買受人がこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 買受人が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(10) 公正取引委員会が買受人に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置

命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) 買受人(買受人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、買受人は、契約書記載の推定総金額(以下、「推定総金額」という。)の100分の10に相当する額を違約金として売渡人に納付しなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は、買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 買受人について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、売渡人は、物件の引渡部分があるときは、買受人が支払った代金からその引渡部分に対する代金相当額を控除することができる。

4 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、売渡人は当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(買受人の解除権)

第9条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第6条第1項の規定による物件の引取中止期間が引き続き3以上に及ぶとき。

(2) 売渡人がこの契約に違反したとき。

2 第7条第1項及び前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(協議解除)

第10条 売渡人は、必要があるときは、買受人と協議の上、この契約を解除することができる。

2 売渡人は、前項の解除により買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 買受人は、この契約から生じる権利義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

ただし、売渡人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(賠償の予定)

第12条 買受人は、この契約に関して、第7条の2第10項及び第11項のいずれかに該当するときは、売渡人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、推定総金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第7条の2第11項のうち、買受人の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、売渡人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第13条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(定めのない事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、売渡人と買受人とが協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第15条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

(予定数量)

第16条 この契約において、予定数量を超える場合は売渡人と買受人が協議する。また、納入数量が予定数量に達しない場合には、納入期間の満了をもって打ち切りとする。

暴力団等排除に関する特約条項（電気売却・単価）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 売渡人は、買受人が、東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月8日付22交資第1377号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（買受人が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 売渡人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって買受人に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 3 契約書第8条第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

（不当介入に関する通報報告）

- 第2条 買受人は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく売渡人への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を売渡人に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を売渡人及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 売渡人は、買受人が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく売渡人への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。